

現行基本計画と観光ビジョンの目標と関連施策

平成28年10月27日

基本計画とビジョンの目標

観光立国推進基本計画(平成24年3月)				観光ビジョン (平成28年3月)
目標の分類	観光立国の推進に関する目標*1	【平成28年まで】	(平成27年時点)	
観光による 国内消費 の拡大	1. 国内における旅行消費額	30兆円	24.8兆円	-
	(国内宿泊旅行消費額)	18兆円	15.8兆円	2020年: 21兆円 2030年: 22兆円
	(国内日帰り旅行消費額)	6.5兆円	4.6兆円	
	(訪日外国人旅行消費額)	3兆円	3.5兆円	2020年: 8兆円 2030年: 15兆円
国際観光の 拡大・充実	2. 訪日外国人旅行者数	1,800万人 (平成32年初めまでに 2,500万人)	1,974万人	2020年: 4,000万人 2030年: 6,000万人
	(訪日外国人のゴールデンルート 以外の地域*2における延べ宿泊者数)	2,400万人	2,823万人	【地方部*2での外国人延べ宿泊者数】 2020年: 7,000万人泊 2030年: 1億3,000万人泊
	(訪日外国人旅行者に占めるリピーター数)	1,000万人程度	1,159万人	2020年: 2,400万人 2030年: 3,600万人
	3. 訪日外国人の満足度	大変満足45%程度、 必ず再訪したい60%程度	大変満足47.8%、 必ず再訪したい57.9%	-
	4. 国際会議の開催件数	5割以上増(1,111件以上)、 アジア最大の開催国	634件 アジア3位	-
	5. 日本人の海外旅行者数	2,000万人	1,621万人	-
国内観光の 拡大・充実	6. 国内宿泊観光旅行の年間平均宿泊数	2.5泊	2.27泊	-
	7. 国内観光地域の旅行者満足度	大変満足・必ず再訪したいを いずれも25%程度	大変満足19.8%、 必ず再訪したい14.9% 【平成26年】	-

*1: ()は参考指標。

*2: 基本計画の「ゴールデンルート以外の地域」は東京、千葉、大阪、京都以外の地域を指す。また、ビジョンの「地方部」は東京、千葉、埼玉、神奈川、愛知、大阪、京都、兵庫以外の地域を指す。

ビジョンの目標設定の考え方①

訪日外国人旅行者数

2020年：4,000万人

2030年：6,000万人

- 観光先進国という新たなステージへ進むためには、2020年に2000万人という目標に満足することなく、さらなる高みを目指す必要がある。
このため、訪日外国人旅行者数については、2020年には約2倍となる4000万人、2030年には約3倍となる6000万人を目指す。

訪日外国人旅行消費額

2020年：8兆円

2030年：15兆円

- 観光立国の推進は我が国経済成長の大きな鍵であり、消費の増大により地域への経済効果を高め、GDP600兆円への貢献を図ることが重要である。
訪日外国人旅行消費額については、ビジョン施策の実施で訪日外国人旅行者の滞在日数を増加させること等により、2020年には1人当たり単価を20万円という大台にのせ、消費額全体では2015年の2倍を超える8兆円とする。
また、2030年には1人当たり単価を次の節目である25万円に到達させ、消費額全体でも2015年の4倍を超える15兆円を目指す。

ビジョンの目標設定の考え方②

地方部での外国人延べ宿泊者数 2020年：7,000万人泊 2030年：1億3,000万人泊

- 観光を地方創生につなげていくためには、地方部への外国人旅行者の訪問を増大させていくことが必要である。地方部(三大都市圏以外)の外国人延べ宿泊者数の地方部比率の増加傾向を今後も維持し、2020年には50%まで高めるとともに、2030年には三大都市圏との比率を逆転させ、地方部を60%とすることを目指す。このため、地方部での外国人延べ宿泊者数については、2020年には2015年の3倍近い増加となる7000万人泊、2030年には5倍を超える1億3000万人泊を目指す。

(注)地方部とは、三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県)以外の地域をいう。

外国人リピーター数 2020年：2,400万人 2030年：3,600万人

- 我が国の観光の魅力を高め、質の向上を図ることにより、訪日外国人旅行者の満足度を高め、リピーターを増加させることが重要である。このため、外国人リピーター数について、訪日客数全体の増加に匹敵する伸びを達成すべく、2020年は現在の約2倍となる2400万人、2030年は約3倍となる3600万人を目指す。

日本人国内旅行消費額 2020年：21兆円 2030年：22兆円

- 我が国の観光消費額は、日本人国内旅行が占める割合が高く、国内旅行を促進し、地域への経済効果をより一層高めることが重要である。今後人口減少が予測される中でも国内旅行が縮小しないよう、ビジョン施策によって日本人が国内旅行に行く回数を増やしていただくこと等で国内旅行消費額の維持に努めることとし、2020年は最近5年間の平均値(約20兆円)から約5%増の21兆円、2030年は約10%増の22兆円を目指す。

基本計画とビジョンの関連施策①

(関連する観光ビジョンの施策)

観光立国推進基本法(第3章 基本的施策)	観光立国推進基本計画	観光ビジョン(番号は3つの視点に対応)
第1節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成	3-2 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に 2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に 3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
第12条 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成	(一)国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成	
	① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1. 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上 2. 観光関係の規制・制度の総合的な見直し
	② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大 2. 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成強化 1. 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上 2. 民泊サービスへの対応 2. 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供 3. 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進 3. 多言語対応による情報発信
第13条 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成	(二)観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成	
	① ニューツーリズムを核に据えた持続可能な観光地域の形成	<ol style="list-style-type: none"> 1. 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放 1. 広域観光周遊ルートの世界水準への改善
	② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放 1. 文化財の観光資源としての開花
	③ 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上
	④ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化
	⑤ 良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上
	⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化財の観光資源としての開花 1. 広域観光周遊ルートの世界水準への改善
第14条 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	(三)観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	
	① 国際交通機関の整備	
	② 国際交通機関に関連する施設の整備	<ol style="list-style-type: none"> 3. 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進 3. 「地方創生回廊」の完備
	③ 国内の幹線交通に係る施設の整備	<ol style="list-style-type: none"> 3. 公共交通利用環境の革新 3. クルーズ船受入の更なる拡充
	④ 国内の地域交通に係る施設の整備	

基本計画とビジョンの関連施策②

(関連する観光ビジョンの施策)

観光立国推進基本法(第3章 基本的施策)	観光立国推進基本計画	観光ビジョン(番号は3つの視点に対応)
第2節 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	3-3 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に 2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に 3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に </div>
第15条 観光産業の国際競争力の強化	(一)観光産業の国際競争力の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大 2. 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成強化 2. 世界水準のDMOの形成・育成
第16条 観光の振興に寄与する人材の育成	(二)観光の振興に寄与する人材の育成	
	<ol style="list-style-type: none"> ① 観光地域及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成強化
	<ol style="list-style-type: none"> ② 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上 	
	<ol style="list-style-type: none"> ③ 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 観光教育の充実
第3節 国際観光の振興	3-4 国際観光の振興	
第17条 外国人観光旅客の来訪の促進	(一)外国人観光旅客の来訪の促進	<ol style="list-style-type: none"> 2. 訪日プロモーションの戦略的高度化 2. インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化 3. 公共交通利用環境の革新
	<ol style="list-style-type: none"> ① 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信 	<ol style="list-style-type: none"> 2. MICE誘致の促進
	<ol style="list-style-type: none"> ② 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供 	<ol style="list-style-type: none"> 2. インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化 3. 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進 3. キャッシュレス環境の飛躍的改善 3. 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現 3. 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実 3. 「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備
	<ol style="list-style-type: none"> ③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進 	<ol style="list-style-type: none"> 2. ビザの戦略的緩和 3. 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現 2. 観光関係の規制・制度の総合的な見直し 3. 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進
	<ol style="list-style-type: none"> ④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 滞在型農山漁村の確立・形成 1. 文化財の観光資源としての開花 1. 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

基本計画とビジョンの関連施策③

(関連する観光ビジョンの施策)

観光立国推進基本法(第3章 基本的施策)	観光立国推進基本計画	観光ビジョン(番号は3つの視点に対応)
第18条 国際相互交流の促進	(二)国際相互交流の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に 2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に 3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
第4節 観光旅行の促進のための環境の整備	3-5 観光旅行の促進のための環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 2. インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化 2. 若者のアウトバウンド活性化
第19条 観光旅行の容易化及び円滑化	(一)観光旅行の容易化及び円滑化	
	<ol style="list-style-type: none"> ① 休暇の取得の促進及び観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和 ② 旅行業務に関する取引の公正の維持等 ③ 観光の意義に対する国民の理解の増進 ④ 旅行のサービス内容に応じた価格設定 	<ol style="list-style-type: none"> 3. 休暇改革 2. 観光関係の規制・制度の総合的な見直し 2. 観光教育の充実 3. 「地方創生回廊」の完備 3. 休暇改革
第20条 観光旅行者に対する接遇の向上	(二)観光旅行者に対する接遇の向上	
	<ol style="list-style-type: none"> ① 接遇に関する教育の機会の提供 ② 旅行に関連する施設の整備 ③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 観光関係の規制・制度の総合的な見直し 2. 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成強化 2. インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化 3. 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進 3. キャッシュレス環境の飛躍的改善 3. 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現 3. 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実 3. 「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備 3. 多言語対応による情報発信
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大 1. 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

基本計画とビジョンの関連施策④

(関連する観光ビジョンの施策)

観光立国推進基本法(第3章 基本的施策)	観光立国推進基本計画	観光ビジョン(番号は3つの視点に対応)
第21条 観光旅行者の利便の増進	(三) 観光旅行者の利便の増進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に 2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に 3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
	① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備	3.オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進 3.「地方創生回廊」の完備 3.公共交通利用環境の革新
	② 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供	2.インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化 3.多言語対応による情報発信
第22条 観光旅行の安全の確保	(四) 観光旅行の安全の確保	
	① 国内外の観光地域における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供	2.インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化 3.「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備
	② 観光旅行における事故の発生の防止	(関連施策なし)
第23条 新たな観光旅行の分野の開拓	(五) 新たな観光旅行の分野の開拓	
	① ニューツーリズムの創出・流通	1.魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放 1.広域観光周遊ルートの世界水準への改善
	② 各ニューツーリズムの推進	2.観光教育の充実 2.若者のアウトバウンド活性化
第24条 観光地における環境及び良好な景観の保全	(六) 観光地における環境及び良好な景観の保全	
	① 観光地における環境の保全	1.国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化 1.広域観光周遊ルートの世界水準への改善
	② 観光地における良好な景観の保全	1.景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上
第25条 観光に関する統計の整備	(七) 観光に関する統計の整備	(関連施策なし)

※ビジョンに記載されている「『観光地再生・活性化ファンド』の継続的な展開」、「次世代の観光立国実現のための財源の検討」については、現基本計画には記載がない。

(参考) 現行の基本計画の構成について

○現行の基本計画中、「2. 観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策」については、「3. 政府全体により講ずべき施策」の対応する項目に位置付けて整理している。

(対応する項目)

2. 観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策	3. 政府全体により講ずべき施策
2-1 国内外から選好される魅力ある観光地域づくり (観光地域のブランド化・複数地域間の広域連携等)	3-2 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成 3-3 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成 (一) 観光産業の国際競争力の強化 3-4 国際観光の振興 (一) 外国人観光旅客の来訪の促進
2-2 オールジャパンによる訪日プロモーションの実施	3-4 国際観光の振興 (一) 外国人観光旅客の来訪の促進 3-3 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
2-3 国際会議等のMICE分野の国際競争力強化	3-4 国際観光の振興 (一) 外国人観光旅客の来訪の促進
2-4 休暇改革の推進	3-5 観光旅行の促進のための環境の整備 (一) 観光旅行の容易化及び円滑化